

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

定期的なフォローアップ・更なる対策の検討

都道府県労働局長 殿

地方運輸局長等 殿

厚生労働省労働基準局長

国土交通省自動車局長

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の設置について

本年 4 月 3 日に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」においては、月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、平成 31 年 4 月から、中小企業への猶予措置を廃止することとしているところ、中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このうち、トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このため、別添ロードマップに基づき、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省・国土交通省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図っていくこととしている。

ついては、下記の点に留意の上、都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協会の連携により、速やかに各都道府県の協議会（以下「地方協議会」という。）設置に向けた準備に着手し、設置・運営に万全を期されたい。

なお、地方協議会には、都道府県労働局長、地方運輸局長が委員として参加すること。

記

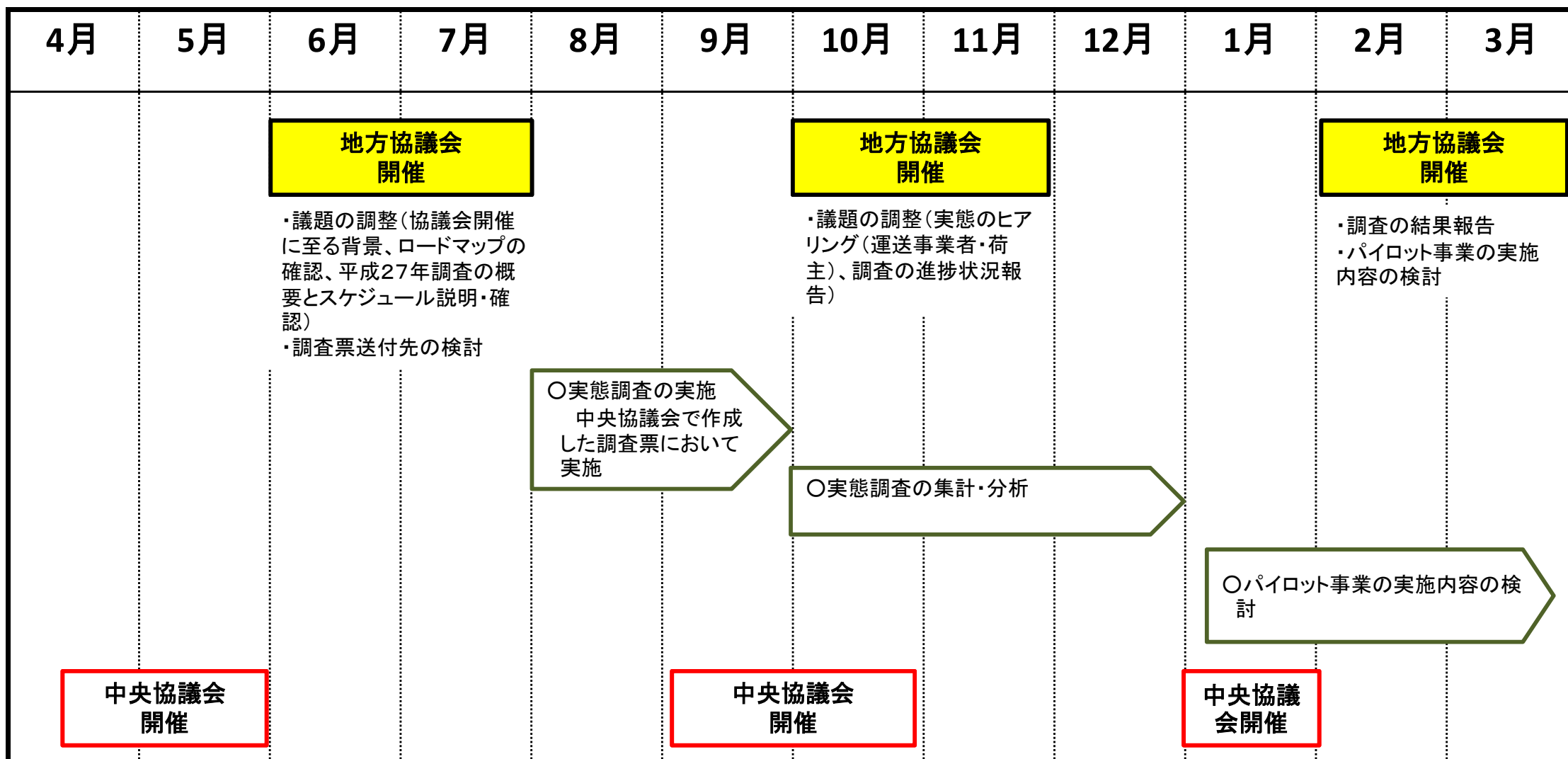
1. 地方協議会においては、一般論を取り上げるのではなく、都道府県における具体的な長時間労働の実態を捉え、それを根本的に改善していくことを目的として取り組むこと。
2. 地方協議会においては、経済団体代表等の他に、各都道府県における主要な荷主企業を協議会に加えること。
3. 都道府県労働局及び運輸支局は、必要な関係者が協議会やそれに基づく取組に参加するよう、連携して必要な対応を行うこと。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方

平成27年度の地方協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政（国土交通省・厚生労働省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール



基政発０５１１第３号
基監発０５１１第１号
国自貨第１４号
平成２７年５月１１日

都道府県労働局長 殿

地方運輸局長等 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長

監 督 課 長

国土交通省自動車局
貨 物 課 長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の地方協議会運営について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会については、「『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』の設置について」（平成２７年５月１１日付け基発０５１１第３号、国自貨第１３号）により運営を行っていくところであるが、下記の点についても留意の上、地方協議会の設置・運営に万全を期されたい。

記

1. 地方協議会は、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体代表、労働者団体代表、都道府県労働局長、地方運輸局長等を基本とし、各都道府県の実情に応じた委員の構成とする。荷主については、荷主団体だけでなく、各都道府県で影響力のある荷主企業を委員に加えることとする。また、必要に応じて関係団体等の代表も委員とする。
2. 次のような役割分担のもと、都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協会の共同事務局とする。
(役割分担)
 労働局：荷主企業の委員の選定、パイロット事業に係る荷主企業の選定
 運輸支局：地方協議会運営（会場の選定、旅費・謝金の支払、パイロット事業の運営）、トラック運送事業者等の委員の選定
 地方トラック協会：実態調査の調査票の配布等、課題・事例の掘り起こし

3. 委員等を調整の上、別添の進め方に基づき7月までに全ての都道府県で地方協議会を立ち上げることとし、その後は、4半期～半年に1回程度の開催を行う。なお、必要に応じてワーキンググループの立ち上げや開催回数を増やすなどしても差し支えない。
4. 地方協議会は公開を原則とする。ただし必要と認める場合（事業者の具体的な実態の聴取を行う場合など）は、非公開で行うことができる。
5. 地方協議会についての委員及び形式については、検討しやすい体制を考慮し、中央協議会と同様にパートナーシップ会議を改組することにより設けることでも差し支えない。

地方協議会の今後の進め方について

【平成２７年度】

- 各都道府県単位で協議会の立ち上げに着手。（５月）
 - 各運輸支局、各都道府県労働局及び地方トラック協会との調整
 - 役割分担の確認
 - 委員の選定、委嘱
- 協議会の開催（６月～７月）
 - 議題の調整（協議会開催に至る背景、ロードマップの確認、平成２７年度調査の概要とスケジュール説明・確認）
 - 調査票送付先の検討（６月中に選定）
- 調査の実施（８月～９月）
 - 調査票については、中央協議会で作成
 - 地方トラック協会から調査票を送付（８月中）
 - 調査票の回収（９月中）
- 協議会の開催（１０月～１１月）
 - 議題の調整（実態のヒアリング（運送事業者・荷主）、調査の進捗状況報告）
- 調査票の集計・分析（１０月～１２月）
 - 中央で集計
 - 全体及び各県ごとに集計
- 協議会の開催（２月～３月）
 - 調査の結果報告
 - パイロット事業の実施内容の検討

(参 考)

【平成 2 8 年度】

- 協議会の開催（４月～５月）
 - パイロット事業実施事業者等の選定
 - 工程、スケジュール等事業内容の確認

- パイロット事業実施（６月～１２月）
 - 結果の分析・検証
 - 阻害要因・課題の整理、対策の検討

- 協議会の開催（１０月～１２月）
 - パイロット事業の状況

- 協議会の開催（２月～３月）
 - パイロット事業の結果報告
 - 来年度のパイロット事業の実施内容の検討

【平成 2 9 年度】

- 協議会の開催（４月～５月）
 - パイロット事業実施事業者等の選定
 - ガイドライン記載内容の検討

- パイロット事業実施（６月～１２月）
 - 結果の分析・検証
 - 阻害要因・課題の整理、対策の検討

- 協議会の開催（１０月～１２月）
 - パイロット事業の状況
 - ガイドラインの記載内容の検討

- 協議会の開催（２月～３月）
 - パイロット事業の結果報告
 - ガイドラインの記載内容の整理